

平成19年12月11日 開会
平成19年12月20日 閉会
(定例第11回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第76号

平成19年第11回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年12月6日

大山町長 山口隆之

1 日 時 平成19年12月11日 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 11 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 19 年 1 2 月 1 1 日 (火曜日)

議事日程

平成 19 年 1 2 月 1 1 日 午前 10 時 00 分開会

1. 開会 (開議) 宣告

1. 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 139 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 140 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 141 号 政治倫理の確立のための大山町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 142 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 143 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 144 号 物品購入契約の締結について (平成 19 年度建設機械整備費補助金除雪機械購入)

日程第 10 議案第 145 号 町道路線の認定について (所子中高線)

日程第 11 議案第 146 号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 12 議案第 147 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 13 議案第 148 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 7 号)

日程第 14 議案第 149 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 15 議案第 150 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 16 議案第 151 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 17 議案第 152 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 18 議案第 153 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 19 議案第 154 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

日程第20 議案第 155号 平成19年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

日程第21 議案第 156号 平成19年度大山町情報通信事業特別会計補正予算

(第3号)

日程第22 議案第 157号 平成19年度大山町水道事業会計補正予算 (第4号)

本日の会議に付した事件

1. 開会(開議)宣告

1. 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第 139号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第5 議案第 140号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第 141号 政治倫理の確立のための大山町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第 142号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第 143号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第 144号 物品購入契約の締結について
(平成19年度建設機械整備費補助金除雪機械購入)

日程第10 議案第 145号 町道路線の認定について(所子中高線)

日程第11 議案第 146号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第12 議案第 147号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第13 議案第 148号 平成19年度大山町一般会計補正予算(第7号)

日程第14 議案第 149号 平成19年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算
(第1号)

日程第15 議案第 150号 平成19年度大山町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

日程第16 議案第 151号 平成19年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

日程第17 議案第 152号 平成19年度大山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 1 8 議案第 153 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 1 9 議案第 154 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 2 0 議案第 155 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 2 1 議案第 156 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算

(第 3 号)

日程第 2 2 議案第 157 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 4 号)

出席議員 (21 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壊 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富 三 郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之	副町長 …………… 田 中 祥 二
教育委員長 …………… 小 原 康 正	教育長 …………… 山 田 晋
大山支所長 …………… 河 崎 博 光	中山支所長 …………… 福 田 勝 清
総務課長 …………… 田 中 豊	企画情報課長 …………… 小 谷 正 寿
住民生活課長 …………… 後 藤 透	税務課長 …………… 野 間 一 成
地域整備課長 …………… 押 村 彰 文	農林水産課長 …………… 池 本 義 親

水道課長 ……………小 西 正 記
人権推進課長 ……………近 藤 照 秋
社会教育課長 ……………麴 谷 昭 久
観光商工課長 ……………福 留 弘 明
診療所事務局長……………中 田 豊 三

福祉保健課長 ……………戸 野 隆 弘
教育次長……………狩 野 実
幼児教育課長……………高 木 佐奈江
大山振興課長……………齊 藤 淳
農業委員会事務局長…高 見 晴 美

午前10時00分 開会

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会開議宣告

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。本日より12月定例議会を開催したいと思っておりますが、開催に辺りまして、本当に来年度に向けて、大変厳しい財政の中、非常に大変な財政状況の中です。厳しい運営をされるわけですが、その前段としての12月定例は来年度の予算を決めるための、非常に重大な時期の定例議会でございます。執行部の皆さん、それから議会の皆さん、それぞれこの12月定例を慎重審議していただくことを希望いたします。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達しておりますので、平成19年第11回大山町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番遠藤幸子君、5番敦賀亀義君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からお手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管しておりますので、閲覧してください。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配布しました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

次に、9月定例会において可決された意見書は、9月26日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から政務報告並びに報告第7号 長期継続契約締結の報告について、報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口隆之君） それでは議長のお許しをいただきましたので、平成19年度12月定例議会における政務の報告を申し述べさせていただきます。

9月定例議会以降におきます各種事務事業の取り組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課の関係でございます。大山町総合防災訓練について、10月3日水曜日、災害対策本部の運営や防災関係機関の応急活動の検証、町民の防災意識の向上を図ることを目的として、大山町総合防災訓練を実施しました。

当日、午前10時10分に鳥取県西部を震源とする震度6弱の地震が町内で発生したとの想定のもと、名和小学校を主会場として、約500人が参加をし、避難誘導、鳥取県消防防災ヘリコプターによる負傷者の救出、情報伝達、火災防御、炊出しなどの訓練項目をそれぞれの機関、団体が連携を持ちながら取り組みました。

この訓練で判明いたしました課題や改善点については、今後地域防災計画に反映をさせてまいりたいと考えております。

次に、職員採用試験の実施についてであります。11月9日金曜日に職種変更試験、11月16日金曜日には、新規職員採用試験を実施いたしました。

その結果、現業職場からの職種変更については3名、新規採用については、一般事務職3名、保健師1名に合格通知を発しております。

次、職員の早期退職勧奨についてであります。町の職員定数管理の適正化を図るため、本年度限りの早期退職勧奨要綱を定め、50歳以上の職員全員に退職勧奨を実施いたしました。その結果、現時点で12名の職員から来年3月末での退職承諾書の提出をいただいております。

次、区長会の開催についてであります。11月25日、日曜日、区長会を開催し、主に20年度からの行財政改革の具体的な取り組みについて提案をさせていただきました。

当日、意見や要望としてはあまり出ませんでしたでしたが、今後、中海テレビ3チャンネルでの放映やホームページへの掲載、また、旧町単位での説明会などを開催し、町民の理解を得ながら、改革を進めていきたいと考えております。

次に、企画情報課関係でございます。大山地区バス路線の変更について、県の補助金要綱の変更に伴い、10月1日から大山地区内のバス路線を変更して運行いたしております。

このバス路線の変更については、利用者の方からさまざまな不満や要望をいただいております。区長さんに区内の要望・意見を取りまとめていただき、できるところから要望にそった改善に向けてバス事業者等と協議しているところであります。

次に、だいせんファンクラブ交流会についてであります。ふるさとの情報を発信し、大山町のPRやイメージアップを図りながら、会員相互の交流と情報提供の場として「だいせんファンクラブ」交流会を昨年、今年と大阪で実施しておりますが、去る11月18日、初めて東京で開くことができました。

交流会には、東京在住の会員さんなど30人と来賓1人、町議会議員さん3人、町長、私のほか担当職員3人が参加をし、総勢38人が集まり、ふるさとの話や近況を交換しながら時を過ごしました。

今回は、大山地区の出身者の方も出席いただきました。参加者からは、今後もこのような交流会の開催を望む声が多くありました。今後も新会員の勧誘に力を注いでいきたいと思っております。

次に、風力発電設備の落雷被害についてであります。11月11日午後2時ごろ、高田工業団地の風力発電施設に落雷がありました。平成18年2月にも落雷事故がありましたが、それに比べると交換が必要な部品が多くなりそうで、甚大な被害であります。

変電所施設の部品交換を行って、その後に風車本体の被害状況を調査をすることとなり、全体の被害状況の把握にはもうしばらく時間を要する状況であります。早期の復旧に向け、管理業者と協議をしているところであります。

次に、人権推進課関係であります。平成19年度大山町解放文化祭について、名和地区解放文化祭は人権交流センターにおいて、下田中解放文化祭は中山ふれあいセンターで11月17日、18日に開催いたしました。また、中高ふれあい祭りは12月2日に中高ふれあい文化センターで開催いたしました。名和地区解放文化祭では、保育所児童と小学校児童による元気な踊りをはじめ、餅つき大会、小・中学生児童生徒による人権に係わる学習発表、また、当センターで日頃から活動しておられる皆さんの華やかなサークル発表も行われました。下田中解放文化祭では、新築されたセンターで小・中学生児童生徒による人権発表をはじめ、他県から講師をお招きし、解放講演会などが行われました。中高ふれあい祭りでは、保育所児童の

ダンスや救命救急講習会をはじめ、中学生による人権作文発表、青年部によるコンサートなどが開催されました。また、いずれの解放文化祭におきましても、日頃活動しておられる各教室や保育所・小・中学生児童・生徒などの作品展示を行い、バザーでは焼きそばや野菜の販売等があり大変盛り上がりました。

参加者は、3カ所で延べ1,400人が来場され、人権・同和問題について学習するとともに交流を深め合いました。

次に、平成19年度人権・同和問題小地域懇談会の実施についてであります。同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の早期解決に向け、すべての町民が人権・同和問題を正しく認識し、差別をしない、させない、許さない心と差別をなくすための実行力を身につけることを目標に、今年度は高齢者の人権問題を主題として、10月22日から12月14日までの約2カ月間にわたり、「平成19年度人権・同和問題小地域懇談会」が実施中であります。終了しましたのは11月30日現在で町内167区・部落のうち144区・部落、率にして86.2%となっております。なお、本年度の小地域懇談会の成果と課題につきましては、すべての懇談会が終了後、事後研修会を開催して取りまとめて参ります。

次に、福祉保健課関係であります。まず、敬老会の開催について、平成19年度敬老会を中山地区では10月4日に中山農業者トレーニングセンターで、大山地区では10月6日に大山総合体育館で、名和地区では10月17日と18日の2日間に保健福祉センターなわでそれぞれ開催いたしました。平成20年4月1日までに満75歳以上になられる方3,501人のうち1,049人の方に出席いただきました。

当日のアトラクションに公民館サークルで活動されている皆さんをはじめ、民生児童委員さんにもご出演いただき、会も大いに盛り上がり、出席された皆さんにも大変喜んでいただきました。

次に、戦没者追悼式の開催についてであります。平成19年度戦没者追悼式を、10月16日に大山総合体育館で開催をいたしました。当日は171名のご遺族の出席のもと869名の戦没者の御霊に対して敬意と感謝の誠を捧げました。

次に、金婚式の開催についてであります。平成19年度金婚式を保健福祉センターなわで、11月22日に開催しました。昭和33年3月末までにご結婚された74組のご夫婦のうち、41組78名の方に出席をいただきました。

当日のアトラクションとして名和・中山・大山、それぞれの公民館サークルの皆さんにご出演いただき、琴の演奏や歌や踊りに会も大いに盛り上がり、出席された皆さんも感慨ひとしおの様子でありました。

次に、農林水産課関係であります。第9回全国和牛能力共進会について、平成19年10月11日から14日の4日間にわたり、米子崎津住宅団地をメイン会場として「和

牛博覧会 in とっとり～第9回全国和牛能力共進会～」が開催されました。

本町におきましても、大山寺での「畜魂祭」及び株式会社鳥取県食肉センターと名和農業者トレーニングセンターでの「肉牛の部」を無事終了することができました。肉牛のセリが行われた、14日の名和農業者トレーニングセンターには、予想を大きく上回る5,319人の方が来場されました。全共の成功にご支援をいただきました関係各位に改めてお礼申し上げます。

次に、水産振興についてであります。御来屋漁港埋立免許願書作成及び漁港用地等利用計画書作成業務を267万7,500円で株式会社センク21鳥取事務所が請負施工中であります。

次に災害復旧事業についてであります。平成19年9月4日、局地的豪雨により被災を受けた中山・名和地区の農地農業用施設災害復旧事業について、国の災害査定が11月27日から11月30日にかけて実施されました。

査定の結果、農地13箇所、農業用施設19箇所の計32箇所が認められました。早期復旧に向けた復旧事業費を今議会に補正予算として提案いたしております。

復旧事業費は農地2,367万3,000円、農業用施設3,442万7,000円の計5,810万円であります。

単独災害事業につきましては、農地18箇所、農業用施設49箇所の計67箇所です事業費は、871万5,000円です。

次に、地域整備課の関係であります。山陰道の大山インターチェンジとそのアクセス道路であります県道大山口停車場線が9月29日に開通をいたしました。

開通式には、国土交通省道路局から菊川官房審議官、中国地方整備局から甲村局長、鳥取県から平井知事など国、県の関係者、住民代表、そして、国会、県議会、町議会議員の皆様など多数お招きし、盛大に開催いたしました。

開通式は「和牛博覧会 in とっとり」のピーアールにと、全国でも大変珍しい和牛3代のパレードを行いました。これが話題となり多くのマスコミにも取り上げられ「大山町」をPRすることができました。

大山インターチェンジが開通し、国道9号から山陰道への転換率は31パーセントと大山町国信以西では渋滞緩和に即、効果が現れ、来年春の名和インターチェンジの開通が益々待ち遠しくなってきたところであります。

次に、道路改良、災害復旧、住宅事業についてであります。まず町道種原大野線改良工事用地測量業務を152万2,500円で株式会社ウエスコ米子支店が、御来屋漁港団地内倒し窓修繕工事を319万7,250円で有限会社八晃建設が請負、完了いたしました。町道山村文珠領線改良工事1工区を2,992万5,000円で株式会社所子建設が、町道山村文珠領線改良工事2工区を2,835万円で株式会社大山緑化建設が、町道上坪田名和橋線改良工事を132万3,000円で

有限会社古村重機が、町道御来屋東坪線改良工事を234万1,500円で有限会社モロユ水道が、町道退休寺樋谷線災害復旧工事を840万円で有限会社坂田建設が、上福及び押平団地下水道接続工事を930万3,000円で有限会社林原工業が請負施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。まず企業誘致関係について、10月19日に、ファミリー名和工場を会場にお借りし、町内企業15社で組織をいたしております「大山町企業連絡会議」を開催いたしました。当日は、赴任間もない鳥取県商工労働部長をお招きし、情報交換や意見交換を行ないました。

次に、観光振興関係についてであります。9月29日は宮川大助・花子さんをはじめとした吉本興業の皆さんと大山山麓を散策する「大助・花子健康ウォーキング」が開催されました。少々肌寒い天候ではありましたが、関西・中国地方を中心に1,100人あまりの参加があり、秋の大山散策と吉本漫才を楽しんでいただきました。

10月7日は第24回境港水産まつりに大山町ブースを出展し、大山ナメコ汁をふるまい好評を得ました。

21日は恒例の大山一斉清掃が行われ、50団体700人の参加となりました。これには役場職員も参加をし、大山の美化に努めました。

10月20日から11月5日にかけては、もみじ祭が行われました。今年は暖かい日が続き例年よりも紅葉時期が遅れましたが、多くのお客様で賑わいました。

11月10・11日は千葉県我孫子市で開催された第7回ジャパンボードフェスティバルに大山町ブースを出展しました。これは鳥に関する国内最大のイベントで、あいにくの悪天候にもかかわらず、二日間で約3万人の入場者がありました。本町はパネル展示やパンフレット配布の他、鳥のおもちゃ作成の体験コーナーを開設し、大変好評でありました。

11月17日から18日の間、今回が初めての取り組みとなります「全国ふるさと富士サミット」が近江富士のあります滋賀県野洲市を会場に開かれ、私もパネリストとしてお招きを受け参加してまいりました。会場では「ふるさと富士」を活用した地域おこしについて熱い議論が行なわれたところでもあります。このサミットに併せて「野洲市商工祭り」が行なわれており、これらには大山町ブースを出展し、大山町の特産品の販売を通じて「伯耆富士」こと大山を大いにPRしてまいりました。

ほかにも、各種イベントの後援、協賛を行ったり、マスコミを通じたPR、県外でのキャンペーン等積極的に取り組み、大山町の知名度向上を図ってきております。

次、スキー場関係についてであります。現在中の原スキー場では、営業開始に向

けての準備をほぼ終わり、営業に必要な降雪を待つばかりとなっております。昨シーズンに続き、平日駐車場料金のキャッシュバックなどの誘客策を講ずることとし、昨シーズンの落ち込みを取り戻したいと考えております。

スキー場開き祭は、23日午前10時から中の原スキー場で行いますので、是非皆さんおこしいたきますようお願いいたします。

次、工事の執行状況についてであります。大山グリーンロッジ改修工事を、283万5,000円で松本建設有限会社が請負、施工中であります。

次に、大山振興課関係であります。大山町ブランド協議会の設立について、10月20日土曜日保健福祉センターなわで、大山町ブランド協議会の発足式を行いました。この協議会の目的は、町内産品のブランド基準づくりであり、現在75名の農業・漁業・商業関係者、加工業者、役場職員等が6部会に分かれ、検討作業に入っております。

次、大山参道ギャラリーの開設についてであります。大山寺参道沿いにありました民間事業者所有の空き店舗と敷地を町が無償で譲り受け、宝くじ助成金等を財源として大山参道ギャラリーに模様替えをしました。この施設の運営は、地元観光団体等の代表者を中心に組織された実行委員会で、常設展示品としては、御幸行列の際に担ぐ御輿を2基展示いたしました。

全国和牛能力共進会の期間中は、工事を中断して仮オープンしましたが、大山寺で行われた畜魂祭の折にも、一般の観光客にあわせ、全国の多くの和牛関係者の皆さんに立ち寄っていただくことができました。

また、紅葉が見ごろの11月上旬には、週末に平均で1,200人、平日でも300人近くの来館者があり、大山寺参道のにぎわいを復活させるための足掛かりになったと考えております。

次、大山参道拠点施設改修工事についてであります。695万9,400円で有限会社大工屋が請け負い、施工を完了いたしました。

次に、診療所事務局関係であります。大山診療所医師の交替についてであります。平成17年4月から大山診療所所長として勤務いただいた岡田昭嗣医師が平成19年9月末を以って退職されました。後任に昨年3月まで大山診療所に勤務いただいた芦田泰医師を大山診療所管理者として迎えし、平成19年10月1日から平成20年3月末まで診療いただくことになりました。

次、中山支所まちづくり推進課関係であります。大山はまなすサイクリング2007の開催について、10月7日、日曜日に、大山はまなすサイクリング2007を中山まちづくり実行委員会主催で開催しました。町内はもとより町外から多くの参加をいただき、サイクリングを楽しみながら町の自然や名所旧跡を知ってもらうことを趣旨として、旧中山地区を一息坂3.2kmコースと、はまなす2.0kmコースに

分けて行いました。

当日は、天候にも恵まれ、185名の参加があり、大山や日本海を身近にして自然を満喫していただきました。ゴールの後は、なかやま温泉入浴券と中山牛の焼肉を用意し、お楽しみ抽選会などもありにぎやかな会となりました。

参加者の中には、数回継続しての県外からの参加も多くあり、イベントとしての知名度の高さを再確認しました。今後も引き続き実施することにより大山町の魅力がさらに広がることが期待できるところであります。

次に、国際交流についてであります。米国カリフォルニア州テメキュラ市から、11月1日～5日の5日間、市議員をはじめとする12名の訪問があり、町の行事や地域のイベントに参加するなどして交流を行いました。テメキュラ市は、平成6年5月に旧中山町と姉妹都市締結を行い、同年10月には市のマルガリータミドルスクールと中山中学校が姉妹校縁組を行いました。以降ほぼ毎年相互に訪問し、ホームステイをしながら文化交流を続けています。

11月28日から12月6日までの9日間、小谷企画情報課長・公募5名の6名が米国カリフォルニア州テメキュラ市へ渡米し、市長を表敬訪問、学校や主要施設を視察して交流を行いました。

このたびの訪問では、「踊り」と「グランドゴルフ」をテーマに、日本文化の披露と普及活動につながる指導も行い、また、クリスマスパレードにも参加し交流を深めました。今後の交流の輪がますます広がることを期待しているところであります。

次に、消防ポンプ自動車の購入についてであります。大山町消防団中山第1分団、第3分団の消防ポンプ自動車を3,675万円で吉谷機械製作所と契約いたしておりましたが、去る9月16日に、納車が完了いたしました。新車の導入により、消防団員も気分を一新、町民の生命・財産を守るという使命感を強く再確認しているところであります。

工事関係についてであります。退休寺集会所新築工事を2,815万500円で有限会社小倉興産が請負、施工中であります。旧中山中学校跡地整備工事を882万2,100円で有限会社ミヤサトが請負、完了しました。

次、大山支所住民課であります。旧大山町環境美化センターダイオキシン類事前調査及び発注仕様書等作成業務を336万円で株式会社東和テクノロジーに委託し平成20年2月28日に完了予定といたしております。

次に、学校教育課関係であります。大山町教育審議会の審議経過について、教育審議会は、幼児教育、学校教育、社会教育の各分野における諮問を受け、これまで7回にわたって全体会・部会を開催してきました。8月には中間報告会を開催し、その内容については9月定例会の政務報告、広報「だいせん」10月号などでお知らせしてきたところです。その後さらに慎重に審議を重ねてまいりましたが、答申

に向け最終の会議を、12月25日火曜日に開催する運びとなりました。

1月には、諮問事項「これからの保育所のあり方について」「これからの中学校のあり方について」「これからの公民館活動のあり方について」の3点について、答申をいただく予定であります。

なお、残る諮問事項「地域ぐるみで行う乳幼児期から児童期までの子育てのあり方について」「児童・生徒が減少する中での活力ある学校教育のあり方について」「地域社会を基盤にした社会教育の振興策について」は、引き続き審議を重ねてまいります。

次に、社会教育課関係であります。第3回大山町文化祭について、11月3日・4日が中山・大山会場、10日・11日の名和会場と、「第3回大山町文化祭」を開催し、最終日を除いては天候にも恵まれ、多数の来場で賑わいをみせました。

「人と人、人と自然が心でつながるまち」をテーマとし3会場において、同時に3中学校の文化祭も開催されました。

中山会場では、中山農業者トレーニングセンターを主会場として3日～4日、友好関係にあるテメキュラ市訪問団12人も参加して国際色豊かに、中山わいわいフェスティバルのステージ、バザー等で大いににぎわいました。

大山会場では、保健福祉センターだいせんを主会場に、部門ごとにテーマを掲げ「手づくり」「地場産業」についての提起が盛り込まれていました。同時に、国の重要文化財であります「大山寺阿弥陀堂」、「門脇家住宅」が公開されましたが、文化財の活用は今後も取り組んでまいりたいと考えております。

名和会場では、名和スポーツランドを主会場として10日～11日に開催し、花づくりコンクール、国保優良家庭の各種表彰が行われたほか、子ども広場や体験コーナーは大変人気がありました。

また、会場への送迎バスの運行やスタンプラリーの実施により、多くの町民の皆様に複数の会場をご覧いただき、交流の輪も広がりを見せたものと感じております。文化祭にご協力いただきました関係諸団体の方々に深く感謝を申し上げます。

次に、教育研究所関係であります。中山町史印刷製本業務について、中山町史印刷製本業務」を、619万5,000円で勝美印刷株式会社鳥取支店が業務遂行中であります。

幼児教育課関係であります。子育て実践交流会について、12月2日、保健福祉センターなわで子育て実践交流会を開催しました。子育て中の保護者や保育所関係者など80人が参加し、子どもの現状やこれからの子育てについて実践交流を行いました。

10月に親学講座で保護者が子どもたちの現状をまとめており、「今時の子どもたちには何が足りないか」と分析した結果の発表がありました。この発表をもとに問

題提起があり、保育所の実践発表と講演を行い、子どもたちに一番大事なものは「持続と集中」「がまんと努力」であり、その基本は成長期を貫く「体力」と「耐性」であるとまとめました。

この講演の様子は後日3チャンネルで放映しますので、ぜひ皆さんもご覧いただきたいと思います。

最後に、徴収金関係であります。未収金の縮減に向けて、副町長をトップとする未収金対策会議において本庁・支所各課が連携を深めながら、未収金対策マニュアルに沿って、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでおります。今年度これまで実施しました法的処分の主なものは、税金の差押173件、水道の給水停止7件、給水停止予告24件等であります。なお、徴収実績は、別添一覧表のとおりであり、各課の取り組みについては以下のとおりであります。

まず税務課・滞納対策室・支所住民課であります。各税の現年分の徴収については、督促状送付後、納付がない場合に催告書を送付し、なお納付がない場合には、本庁支所とも2人1組の班を編成し、電話催告、臨戸徴収に取り組むとともに、一部差押も実施しました。

滞繰分につきましては、滞納対策室が中心となり、法的処分を含めて徴収に当たっており、特に50万円以上の高額滞納者については、各支所住民課及び関係課と連携し、8月から毎月高額滞納者面談事業を実施しています。この結果、11月末までに4件が完納、来年3月末までに4件が完納見込みとなりました。また、本年度は不動産差押に加えて、より収入に結びつく預金・生命保険の差押を実施をいたしています。更に、県外出張徴収も実施し差押2件、自主納付1件、合計240万円徴収しました。

次に福祉保健課・支所福祉課であります。介護保険料の現年分については、「介護保険料現年度未収金解消活動実施要綱」にもとづき、10月上旬に、本庁・支所で状況及び計画について情報交換を行いました。それを踏まえ、10月上旬から中旬にかけて、それぞれ未納者に対し、電話催告、臨戸訪問による徴収活動をおこない、新規の未納者が増えないように努めました。

また、過年度分についても、上記の活動にあわせて、また10月15日が年金支給日であることから、一部は下旬にかけて徴収活動をおこないました。

地域整備課、ふるさと振興課であります。町営住宅家賃の徴収については、未納通知・督促状の送付、電話での督促、保証人への納付指導、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組みました。今後も、長期滞納者については、本人並びに保証人に対して継続的に納付指導を行います。

次、幼児教育課であります。保育料の徴収については、徴収マニュアルを作成し、それに沿って行っています。督促状の送付、電話催告、臨戸訪問等、保育所とも連

携をとりながら行っています。

次、水道課・支所ふるさと振興課であります。まず水道料金等の徴収については、電話での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら徴収に取り組みました。また、長期滞納者については、滞納対策室及び各支所ふるさと振興課と連携をとり誓約書を提出させ、今後の収支計画を立てて滞納を減らす取り組みを実施しました。

特に水道料金を3カ月以上滞納している世帯、名和地区4世帯について給水停止を実施したところであります。今後、下水道使用料及び分担金についても法的措置実施に向けて取り組んで参ります。

大山支所ふるさと振興課であります。滞納者に対して課長・担当者による随時の徴収はもとより、特に長期滞納者及び高額滞納者に対しては、随時訪問徴収を実施し滞納額減少に努めております。また、給水停止条項に該当する1件について、給水停止予告通知を発送し納入を促しております。

中山支所ふるさと振興課であります。毎月の納期限経過後に未納者に再納入通知書で納入を促し、それでも納入のない者には督促状を発行いたしております。また、督促状と併せて訪問を行い面談による滞納の解消を積極的に行っております。

平成19年度分を中心に滞納整理を行っているところでありますが、過年度分の滞納がある者については、分納などの処置を講じて納入意識を高めております。また、町外の滞納者にも文書、電話による督促のほか訪問を行い滞納料金が放置されないよう取り組んでおります。

本年度、水道料金の滞納者で督促に応じない者2件を給水停止といたしました。

次に人権推進課、支所の住民課関係であります。まず人権推進課であります。9月以降におきましても、借受人に対しては、直接面談の上、収入に応じた返済額の上乗せの要請を行うと共に、その返済状況については連帯保証人に対しても、返済納付の働きかけを行っております。その結果2人の借受人から毎月の返済額に上乗せをして返済するとの確約を得たところであります。また、借受人が破産申立手続きを始めた事案もありましたが、連帯保証人にその旨連絡を行い借受人に替わり返済していただくよう指導・依頼をしてきたところであります。

なお、本町全体の徴収率につきましては、前年同期と比較して過年度分で0.51%、現年分は5.53%の増となっております。

次に中山支所住民課であります。10月に滞納者16件に対して、訪問面談を実施し、滞納の現状確認と増額納付を要請いたしました。結果9件が増額を承諾し現在納付中であります。また借受人の病気、自己破産等により返済が滞っている者の連帯保証人に引き続き支払いを求め新たに1件が承諾し納付中であります。

次、大山支所住民課であります。

9月中旬から10月にかけて、中高ふれあい文化センターとも連携しながら、2

7件の返済確約書の提出を受け、償還意識の高揚と増額要請を行う中で、結果13件が増額となり、1件が完済をみております。

また、借受人が、免責などを受け返済が滞っている者について、連帯保証人に来庁要請を実施し、時効の援用も含めて、分割納付を協議、検討中であります。その内1件については、納付確約が出来ました。引き続き、来庁要請を行い滞納額の縮減に努めてまいります。

その他1件については、債務承認抵当権設定契約書を交わす準備もあわせておこない、相続人、連帯保証人と折衝中であります。

次、学校教育課であります。給食費の滞納分の徴収については、徴収計画を立て、月々の支払額、支払日を定めて訪問徴収を行っております。米子市、琴浦町の該当者も含め、給食センター所長、学校教育課職員が2名ずつチームを組んで取り組んでいるところであります。以上で政務の報告を終わります。

引き続き報告第7号 長期継続契約締結の報告について報告を申し上げます。本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、リース契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布いたしております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告第7号の説明を終わります。以上報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第139号～日程第22 議案第157号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第139号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第22、議案第157号 平成19年度大山町水道事業会計補正予算（第4号）についてまで、計19件を一括議題にいたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程いただきました議案第139号から議案第157号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第139号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の説明をいたします。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が、本年8月に改正施行されたことに伴い、これに準じて関係条例を改正するものでありまして、改正の趣旨とし

ては、少子化対策が求められる中、公務においても長時間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務制度等を導入するものであります。

改正内容の主なものは、一つ、小学校就学の始期に達するまでの子の養育をする常勤職員を対象とし、1日当たりの勤務時間を4時間ないし5時間、週3日ないし週2日半の勤務形態が選択できること。二つ目として、部分休業の対象となる子の年齢が、これまで3歳未満であったものを小学校就学の始期に達する子までに引き上げとなることとあります。三つ目に、育児短時間勤務職員が処理できなくなる業務に従事させるため、短時間勤務の非常勤職員を任用することができることとあります。四つ目として、職務復帰後の給与の調整をこれまで育児休業期間の1/2に相当する期間を勤務したとみなしていたところを、100/100以下の期間勤務したとみなすこととすること、などであります。

これらの改正に係る「大山町職員の育児休業等に関する条例」、「大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「大山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」及び「大山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を一括改正するものであります。

なお、施行の日は、平成20年1月1日といたしております。以上で、議案第139号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第140号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、「大山町職員の給与に関する条例」の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

本年8月に出された人事院勧告に基づき、国の「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が本年11月30日公布されたことに伴い、これに準じて本条例を改正するものであります。

主な内容は、一つ、扶養手当を、扶養親族について1人につき月額6,000円を6,500円に引き上げ、二つ目、勤勉手当を年間1.45月を年間1.5月に引き上げ、三番目、月例給与については、平均0.35%の引き上げで、初任給を中心に若年層に限定して、別表のとおり給料表を改定することとしております。

なお、国は平成19年4月1日に遡って適用しておりますが、本町におきましては、施行の日を平成20年1月1日とし、遡及適用はしないことといたしております。

以上で、議案第140号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第141号 政治倫理の確立のための大山町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

本案は、「政治倫理の確立のための大山町長の資産等の公開に関する条例」の一部

を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めらるるものであります。

主な内容は、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、銀行法などの法律が改正されたことに伴い、本条例第2条第2項中の「金銭信託金銭信託の元本の額」を削除し、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めるものであります。

施行の日は、平成20年1月1日といたしております。以上で議案第141号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第142号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

改正内容は、大山町公共下水道条例第2条に第16号を追加し、水道使用料徴収職員の用語の意義を定めています。

第17条の次に17条の2を加え、使用料を期限までに完納しない者に対しての滞納処分を行うことを第2項で滞納処分に従事させるための職員設置を定めています。

附則でこの条例の施行時期を平成20年1月1日と定めております。以上で議案第142号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第143号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年6月21日に、また、「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が平成19年10月31日に公布され、それぞれ一部を除き平成20年4月1日から施行されることに伴い、大山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を原則特別徴収の方法によって徴収するものとするほか、特別徴収の方法等に関して必要な規定を設けるもので、原則来年4月1日から施行し、平成20年度分から適用するものでございます。以上で議案第143号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第144号 物品購入契約の締結について平成19年度建設機械整備費補助金除雪機械購入の提案理由の説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めらるるものであります。

現在、除雪機械としてロータリー除雪車を一台保有いたしておりますが、購入後23年経過し老朽化が目立ち、この度、国から3分の2の補助を受け新たなロータリー除雪車に替えるものであります。

購入するロータリー除雪車の仕様は排雪幅2.2m級で、主に山間部の積雪の多い地域での除雪作業に使用するものであります。

契約の目的を、平成19年度建設機械整備費補助金除雪機械購入とし、去る11月30日に県内のロータリー除雪車の販売店であります3業者を指名し、指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、契約金額1,989万7,500円で境港市竹内団地79番地 中国TCM株式会社山陰支店境港営業所所長 高野泰宏が落札をし、12月3日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。なお、納入期限は平成20年3月28日としております。以上で議案第144号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第145号 町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、大山町所子、阿弥陀川左岸の町道末長押平線から分岐し、大山町平木の県道大山口停車場大山線と中高妻木線の交差点へ接続する路線であります。

この路線は、山陰道大山インターチェンジが開通したことにより大山インターチェンジへのアクセス道路としての活用、そして、所子工場団地への進入路としての機能を持つ路線として町道認定をお願いし、整備を進めようとするものであります。

路線名は、町道所子中高線とし、延長は約740mで、起点は大山町所子、町道末長押平線、終点を大山町平木、県道大山口停車場大山線とし、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものであります。以上で議案第145号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第146号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成19年3月23日に議決をいただいておりますが、整備に要する経費の見直しとその財源内訳に変更が生じたので提案するものであります。

変更の内容は、飯戸地区簡易水道と大山地区上水道の統合にあたり、当初は既設流量計を滅菌設備の制御に利用する計画でありましたが、機械的な整合性がとれなかったため、新規流量計購入を含む電機設備工事を新たに追加するものであります。

事業費は、当初2,800万円が3,050万円となり250万円の増額で、増額250万円の内訳は特定財源として国庫補助金100万円と一般財源150万円であります。一般財源のうち70万円を辺地対策事業債で充当する予定であります。以上で議案第146号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第147号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成19年6月20日に議決をいただいておりますが、整備に要する経費の見直しと、その財源内訳に変更が生じたので提案するものであります。

変更の内容の主なものは、空き店舗を利用した大山参道の拠点施設の設置について

て、当初、天井の一部張替えを予定いたしておりましたが、天井全体の塗りなおしに変更したために、事業費が当初378万円だったものが、390万1,000円になり、12万1,000円の増額となり、辺地対策事業債の充当予定額が当初370万円だったものが390万円となり、20万円の増額になったものであります。以上で、議案第147号の提案理由の説明を終わります。

次、議案第148号 平成19年度大山町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入において国庫の補助負担金の調整、土地売買の成立、地方債の額の変更など、歳出においては、福祉関係事業の予算不足の調整、地方道路整備臨時交付金事業の路線調整、農林水産施設災害復旧事業費の見込み、各特別会計への繰出金の調整など現時点の財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため提案するものであります。

この補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,494万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億5,709万5,000円とするものであります。

次に、第1表の歳入からその概要をご説明いたします。

第5款町税は、70万円の増額で、町民税及び固定資産税の滞納繰越分について、その収納額の伸びからそれぞれ20万円、50万円を追加いたしております。

第55款国庫支出金は、2,700万3,000円の増額で、主なものは、国庫負担金で、障害者自立支援法負担金407万4,000円の追加、国庫補助金で、民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業補助金171万1,000円の追加、土木費国庫補助金の地方道路整備臨時交付金1,352万5,000円の減額、災害復旧費国庫補助金の農地農業用施設災害復旧事業補助金3,421万4,000円の新規計上であります。

第60款県支出金は、283万2,000円の増額で、主なものは、県負担金で、障害者自立支援法負担金203万7,000円の追加、県補助金で総務費県補助金の中山間地域路線維持支援補助金61万4,000円の減額、市町村交付金191万6,000円の追加、民生費県補助金の障害者地域生活支援事業補助金85万5,000円の追加、県委託金で、総務費委託金の参議院議員選挙費委託金149万円の減額であります。

第65款財産収入は443万5,000円の増額で、中山駐在所用地への売却など土地売払い収入であります。

第70款寄附金775万6,000円の増額は、全額農地農業用施設災害復旧費の寄附金であります。

第80款繰越金は6,199万1,000円の増額であります。

第85款諸収入833万2,000円の増額の主なものは、貸付金元利収入600万円、雑入で、介護予防支援サービス計画費111万7,000円であります。

第90款町債は、1,190万円の増額で、主なものは、農林水産業債の農免農道整備事業130万円の追加、土木債500万円の減額、災害復旧事業債で、農地農林施設災害復旧事業1,540万円の新規計上であります。

次に歳出の概要について、ご説明いたします。

第5款議会費は、9,000円の増額であります。

第10款総務費は、780万9,000円の増額であります。その主なものは、総務管理費の一般管理費で、消耗品費126万円の追加、財産管理費で、公有財産購入費119万6,000円の新規計上、これは県から阿弥陀川の河川敷を購入するものであります。

企画費では、情報通信事業特別会計繰出金507万4,000円の追加、総務施設管理費で、高田工業団地公園管理費など261万2,000円の減額、徴税費では、町税更正還付金107万8,000円の追加、徴収嘱託職員賃金159万9,000円の追加、参議院議員選挙費141万円の減額であります。

第15款民生費は、2,352万円の増額であります。その主なものは、社会福祉費の老人福祉費で介護予防支援サービス計画委託料111万7,000円の追加、介護予防特別会計繰出金873万2,000円の追加、障害者福祉費で、日中一時支援事業委託料223万円、在宅障害者地域生活支援事業補助金100万円、扶助費814万9,000円及び国県返還金102万6,000円の追加、また、児童福祉費の児童福祉総務費で、嘱託職員賃金224万円の追加、保育所費は、303万2,000円の減額であります。

第20款衛生費は、1,598万9,000円の増額で、主なものは、清掃費の塵芥処理費で、名和クリーンセンターの焼却設備等の補修工事費1,554万円の計上であります。

第30款農林水産業費は、494万円の増額であります。その主なものは、農業費の農地費で、第2大名地区農免農道整備事業ほか負担金140万9,000円の追加、水産業費の漁港建設費で、御来屋漁港ほか整備事業関係経費195万7,000円の追加であります。

第35款商工費は611万1,000円の増額であります。

主なものは、商工費の商工振興費で、中小企業小口融資貸付金600万円の追加であります。

第40款土木費は、1,616万4,000円の減額であります。その主なものは、道路橋梁費の道路維持費で、町道維持費289万4,000円の追加、道路新設改良費では、地方道路臨時交付金事業の路線ごとの調整を行い、また県道整備事

業の負担金の増を含め、総額で2,047万7,000円の減額であります。

そのほか住宅費で、建物等修繕料120万円を追加いたしております。

第45款消防費は、41万7,000円の増額であります。

第50款教育費は、985万7,000円の増額であります。主なものは、小学校費の学校管理費で、香取分校閉校記念事業補助金45万円の計上、中学校費の学校管理費で、33人学級協力金400万円の計上、社会教育費の社会教育総務費で、嘱託職員賃金129万3,000円の追加などであります。

第60款災害復旧費は、7,246万1,000円の増額で、主なものは、農林水産施設災害復旧費で、補助災害、単独災害合わせて6,681万5,000円を計上、また下蚊屋ダム災害復旧事業負担金226万3,000円も計上し、公共土木施設災害復旧費は、単独分338万3,000円を追加いたしております。以上で、議案第148号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分からです。

午前11時2分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。それでは引き続き説明をお願いします。町長。

○町長（山口隆之君） それでは休憩に引き続き提案理由のご説明を申し上げます。

議案第149号 大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は、汗入地区第4期農免農道工事に伴い、水道管の移転が必要になり補正を行うものであります。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,415万円とするものであります。補正内容について歳入から説明いたします。

第25款諸収入の23万円の増額は、水道管移転補償費であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費の23万円の増額は、委託料の減額、工事請負費の増減調整、償還金利子及び割引料で過年度使用料の還付金を計上いたしております。以上で議案第149号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第150号 平成19年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明をいたします。

本案は、本年度末までの一般被保険者及び退職被保険者に係る療養給付費、高額療養費等に不足が見込まれるため、歳入歳出予算の過不足を調整するため、提案するものであります。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ8,686万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ24億7,792万8,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第5款国民健康保険税180万円の増は、一般被保険者の滞納繰越分の増額であります。

第15款国庫支出金3,541万7,000円の増は、一般被保険者療養給付費の増に対する国庫負担金2,800万4,000円及び国庫補助金741万3,000円の増額であります。

第20款療養給付費等交付金222万2,000円の増は、退職被保険者療養給付費の増に対する交付金を増額するものであります。

第25款県支出金576万5,000円の増は、一般被保険者療養費に対する財政調整交付金であります。

第50款繰越金は4,166万4,000円の増額であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第10款保険給付費8,468万9,000円の増は、一般被保険者、退職被保険者に係る療養諸費4,991万7,000円、一般及び退職被保険者に係る高額療養費3,467万2,000円、及び葬祭費10万円を増額するものであります。

第30款保健事業費150万5,000円の増は、人間ドック健診委託料を増額するものであります。

第45款諸支出金67万4,000円の増は、一般被保険者に対しての保険税還付金20万円、及び実績による過年度超過分償還金47万4,000円を増額するものであります。以上で議案第150号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第151号 平成19年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,249万8,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ5億559万円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第5款診療収入では、第10項外来収入1,073万9,000円を増額であります。

第30款繰越金25万9,000円を増額であります。

第35款諸収入150万円の増額であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費667万8,000円を増額は、職員手当54万7,000円と、大山診療所臨時職員に係る賃金233万7,000円、医師等研修旅費26万円、

各診療所に係る需用費 350万7,000円及び大山口リハビリセンターの介護請求事務委託料 2万7,000円の増額であります。

第10款医業費 2,358万6,000円の増額は、医薬材料代 2,255万1,000円と血液検査に係る委託料 52万6,000円及び酸素ボンベ等の借上料 50万9,000円の増額であります。

第20款予備費 1,776万6,000円の減額であります。以上で議案第151号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案152号 平成19年度大山町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,372万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 17億7,559万7,000円とするものであります。

この補正予算は、年度内の保険給付費及び地域支援事業費の不足が見込まれるため増額するものであります。

歳入からご説明いたします。

第15款国庫支出金 552万4,000円の増は、保険給付費の増に対する介護給付費負担金及び調整交付金の増、及び地域支援事業費の増に対する地域支援事業交付金の増であります。

第20款支払基金交付金 460万円の増は、保険給付費の増に対する介護給付費交付金の増であります。

第25款県支出金 259万4,000円の増は、保険給付費の増に対する介護給付費負担金の増及び、地域支援事業費の増に対する地域支援事業交付金の増であります。

第30款繰入金 873万2,000円の増は、保険給付費の増に対する町負担分の介護保険給付費、事務費及び地域支援事業に係る経費を一般会計から繰入れるものであります。

第35款繰越金は、239万4,000円の増額であります。

第40款諸収入 12万円の減は、認知症予防教室の参加者負担金を減額するものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費 34万7,000円の増は、旅費、訪問調査委託料を増額するものであります。

第10款保険給付費 1,677万円の増は、今後必要となる介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス等費、及び介護予防サービス等諸費を増額するものであります。

第15款地域支援事業費660万7,000円の増は、介護予防事業費及び包括支援事業・任意事業費を増額するものであります。

以上で議案第152号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第153号 平成19年度大山町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ391万6,000円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ3,065万8,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第5款サービス収入438万円の減額であります。

第10款繰越金46万4,000円の増額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第10款サービス事業費391万6,000円の減額は、大山診療所臨時医師賃金180万円と介護療養型施設に係る需用費211万6,000円の減額であります。以上で議案第153号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第154号 大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、職員手当等の調整と施設の修繕費や汚泥処理手数料の増額をするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,263万1,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第5款分担金及び負担金10万円は分担金の増額を見込んでいます。

第10款使用料及び手数料242万8,000円の増額は使用料収入の増額を見込んでいます。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の252万8,000円の増額は、第1項総務管理費の職員手当等の調整、第2項農業集落排水事業費の施設修繕費と汚泥処分手数を増額するものであります。

第10款公債費は額の補正は無く、財源内訳の変更を行っています。以上で議案第154号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第155号 大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、職員手当等の調整と処理施設の脱水にかかる消耗品や汚泥処理手数料の増額するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,662万8,000万円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第10款使用料及び手数料173万9,000円の増額は名和处理区の使用料収入の増額を見込んでおります。

第25款繰越金3万8,000円の増額は前年度の繰越金であります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の123万9,000円増額は、名和处理区の下水の脱水処理に伴う消耗品と汚泥処理費の増額、職員の手当等の調整等が主なものであります。

第90款予備費に53万8,000円を追加し、財源調整を行っています。以上で議案第155号の提案理由の説明を終わります。

議案第156号 平成19年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、人件費、修繕料、工事請負費の増に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,275万5,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第20款繰入金の507万4,000円は、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の507万4,000円の増額の主なものは、番組編集のための臨時職員賃金30万2,000円と、職員時間外勤務手当が50万円であります。また、伝送路が樹木に当たる箇所には保護のためのパイプを取り付けていますが、そのパイプの中に小動物が入り込みケーブルをかじる被害が出ております。このケーブルの修繕とパイプの中に入らないようにするための修繕料が133万6,000円、道路工事に係る中電柱やN T T柱の支障移転に伴う光ファイバーケーブルの張替え工事請負費を293万円増額いたしております。以上で議案第156号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第157号 大山町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

本案は、職員手当等の調整及び建設改良費を増額するものであります。収益的収入及び支出の支出について説明します。

第1項営業費用の751万7,000円の増加は、職員給与費増額と配水管の漏水による修繕費を計上いたしております。

資本的収入及び支出の収入について説明いたします。

資本的収入の324万円の増額は、飯戸簡易水道の統合に伴う企業債の追加、町道改良による水道管移転工事の補償費及び飯戸簡易水道統合に伴う補助金の追加であります。

次に、資本的収入及び支出の支出について説明いたします。

資本的支出の303万円増額は、中山地区の水源地のポンプ故障による取替え費用と町道改良による水道管移転工事費を計上いたしております。以上で、議案第157号の提案理由の説明を終わります。以上で提案説明、終わらせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

次会は、明日12月12日に会議を開きますので、午前9時30分までに本議場にご参集願います。終わります。

午前11時30分 散会